

改正

平成17年11月16日告示第56号

平成30年5月1日告示第9号

令和4年4月5日告示第2号

広報すみに掲載する広告の取扱要領を次のように定め、平成17年3月17日から施行する。

広報すみに掲載する広告の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、住田町広告掲載取扱要綱（平成21年度住田町告示第44号）に基づき、町が作成する広報すみたへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は町が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載規格は、1区画につき縦4.5cm×横8.5cmとする。

(掲載募集枠等)

第4条 募集の枠数は町長が別に定める。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定める。

前 文 (抄) (平成17年11月16日告示第56号)

公布の日から施行する。

附 則 (平成30年5月1日告示第9号)

この要綱は、公布の日から施行する。